

	全国センター通信	働くもののいのちと健康を守る全国センター 発行責任者：岩橋 祐治 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6階 Tel (03) 5842 - 5601 Fax (03) 5842 - 5602 毎月1日発行 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む) https://www.inoken.gr.jp
---	-------------------	--

「労働者の健康を守り、被災者支援の組織を作ろう」

全国32番目の新潟「いの健」センタースタート！

長い間お待たせいたしました。

6月15日、「いの健新潟県センター」がやっと設立総会を無事に終えることができました。

「いの健センターが新潟にもあったらいいのに」という仲間内の会話が「労働者の健康を守り、被災者や遺族を支援する組織が必要。作ろう」という決意に徐々に変わったのは、2年くらい前です。きっかけは、過労死等防止対策法により全国で開催されている国主催の啓発シンポジウムの準備を、過労死弁護団を中心に取り組むことになったこと、および毎日新聞社の東海林智さんが新潟に赴任してきたことでした。

新潟県にも多くの過労死・過労自死の事例があり、遺族が懸命に署名や裁判で愛する配偶者や子どもの死の真相解明と責任追及・再発防止に取り組んでいました。しかし県内に窓口や支援組織がなく、県外の皆さんの力を借りて、たたかっていたのが実情でした。私たちもちろん支援はしていましたが、支援する組織の必要性を東海林さんから指摘を受け、過労死弁護団の弁護士・労働者の権利や生活について造詣の深い学識経験者・社会保険労務士、そして東海林さんが呼びかけ人となり、第1回準備会を開催したのが、昨年7月のことでした。準備会は9回行い、各参加組織の実情や考え方を述べ合い、学習会も行って合意を積み重ねてきました。

「みんなで」「楽しく」「現場に」

設立総会には、NHKをはじめマスコミ4社も取材に来て、関心と期待の高さを感じました。設立の意義と経過を確認し、方針・予算・役員を決定し、呼びかけ人の金子修弁護士が設立宣言を行いました。その後、「いの健」全国センターの田村昭彦副理事長による「『いの健』地域センターの役割を考える。健康権を全ての働く人びとに」と題した講演を行いました。

まさに結成総会にふさわしい感動的な内容でした。全ての働く人に健康権の実現のために、いの健



設立宣言を行う金子修弁護士

地方センターの役割、とりわけ労働運動の重要性が強調されました。これは私たちが準備会で繰り返し議論してきたことでもあります。地域センターについては、九州の活動をくわしく紹介していただきました。大事なことは「みんなでやること」「楽しいこと」「現場に行って労働の実態を知ること」だとされ、新潟でも実践していこうと思いました。

話し合い・交流の時間では、新潟市水道局パワハラ自死事件の遺族からの訴えがありました。教職員の労組からは、教員のおかれている厳しい実態は人員を増やさなければ解決しないこと、建交労からはトラック労働者の長時間労働と健康破壊について報告と訴えがありました。県外からの参加もあり、また全国・関東甲信のセンターから、心温まるメッセージをいただきました。課題は多くありますが、できることから地道に進んでいこうと思います。

(新潟センター 坂井希美子)

〈今月号の記事〉

建設アスベスト訴訟全国総決起集会／参議院選挙にあたって……………	2面
職域横断セクハラアンケート……………	3面
各地・各団体の取り組み 自治労連／東京／佐賀／神奈川／大阪／公害総行動……………	4～6面
過労死防止学会／相談室だより……………	7面
大阪アスベスト対策センター公開講座……………	8面

被害者全員救済・早期全面解決、裁判勝利で基金創設を 5・17建設アスベスト訴訟全国総決起集会

5月17日、東京・日比谷にて「最高裁での勝利、被害者全員救済、全面解決を求める5・17建設アスベスト訴訟全国総決起集会」(主催=建設アスベスト訴訟全国連絡会と首都圏建設アスベスト訴訟統一本部)が開催され、原告と支援者・支援団体を含め全国から2762人が参加しました。

松丸一雄・統一本部長(東京土建一般労働組合委員長)は主催者あいさつで「これまで国の責任は10回、企業責任も5回認められてきた。しかし、国と企業は上告し許しがたい。アスベスト被害は今後も拡大する」と強調し、すべての建設アスベストの被害者救済・早期全面解決を訴えました。

決意表明に立った福岡県建設労働組合の江口謙二議長は大阪ルートでの高裁判決で国の責任が2分の1に引き上げられたことに触れ、「判決の内容は進んでいるにもかかわらず、状況はまったく進展していない」と強調。さらに「これから神奈川・京都・大阪・東京の4つの裁判が最高裁で審理され、残る福岡・札幌も5月か6月には高裁で結審する。最高裁と国に提出する署名は賛同議員が408人と広がりを見せている。さらに広げると同時に、最高裁を闘いながら1つひとつの裁判に勝利していくことが大切だ。日本では、中皮腫だけで年間1500人が亡く



裁判に向けた決意表明をする九州原告団代表

なっている。今後10～20年で、アスベストが使用された建物の解体や改修がピークを迎え、アスベストにさらされる建設従事者が増える。裁判に勝って救済のための基金制度を作っていかなければならない」と訴えました。

建設アスベスト訴訟は2008年に東京第1陣訴訟が提訴されて以来、全国6カ所でそれぞれ1・2陣訴訟が提訴され、計12件の訴訟が進行中で、原告数は約800人、被災者数は約700人となっています。

現在、首都圏建設アスベスト訴訟統一本部では、第3陣の原告団の結成に向け準備を進めています。

(全国センター 井之上 亮)

参議院選挙にあたっての呼びかけ

全国センター理事長 福地保馬

7月に行われる参議院選挙は、9条改憲を強行し、「戦争する国・日本」を本格的に創り上げようとする「安倍政権」に国民の「NO!」の声を突きつけ、政治を変える転機を生み出すことを課題とする、極めて大きな意義を持つ選挙戦です。国民・労働者が、主権者として主体性を発揮し、働くもののいのちと健康を守る大きな共同を広げ、参議院選挙をたたかうことを心から呼びかけます。

自民党は、参議院選の公約に「防衛力の抜本的強化」「新基地建設」「消費税10%に引き上げ」「原発再稼働推進」などとともに、「早期に改憲をめざす」ことを掲げています。9条改憲を許せば、長過ぎた安倍政権の下で、最近では急激にひどくなってきた軍事費の増大、人権抑圧の強化、大企業利益の増大、労働過重性の強化・過労死の増加、社会保障の劣化、国民生活の窮乏化・格差拡大など、国民のいのちと

暮らしの犠牲のもとに、社会体制の「戦前化」がさらに強引に推し進められます。これまで何度となく改憲の動きが浮上しましたが、国民の「平和憲法を守れ」の声が阻止し、その声に支持された「9条」は、日本の軍事大国化や自衛隊強化の「障壁」となってきたのです。

第一次世界大戦の惨禍を教訓として、世界平和の実現には社会不安を醸成する不正、困苦、窮乏をもたらす労働条件の改善こそが必要であるとしてILO(国際労働機関)が1919年に創設され、今年100周年になります。「いの健」全国センターも、ILOが提唱している「ディーセント・ワーク」(働きがいのある人間らしい労働=労働者が健康で生活することができる賃金と労働の実現)を最大の課題として活動してきました。

平和が保障され、ディーセント・ワーク実現のために安倍政権を退陣させましょう。政治を「他人任せ」にせず、多くの人びととの共同を築き、一人一人が「主権者」として、主体的に「国民のための政治」「私たちの時代」を創るために立ち上がりましょう。

セクシュアルハラスメント被害と職場の対応に関するWEBアンケート〈速報〉

職域横断セクハラアンケート実行委員会調査

職域横断セクハラアンケート実行委員会（日本マスコミ文化情報労組会議＝MICなど）では、4月15日～5月14日の1カ月間WEBアンケートを実施しました。この結果は、6月10日から始まったILO総会に参加する労働組合や日本政府・国際NGOに既に届けました。私たちは、切実な声を踏まえ、国際社会と連帯し、条約に賛成して批准することを日本政府に求めます。また、この場を借りてご回答いただいたみなさまにお礼を申し上げます。

調査結果の概要とポイント

調査期間：2019年4月15日～5月14日

実施機関：日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)
職域横断セクハラアンケート実行委員会

有効回答数：計1061人（男性232人・女性815人・その他のジェンダー14人）

ポイント：

◆セクハラ被害の経験—「セクハラにあった経験がある」全体の69.1%(表1)—女性の82.9%・男性の19.4%・性別がその他の人14人の内12人（85.7%）が被害を受けている

◆セクハラ被害の内容—セクハラ被害を受けた人のうち「自己決定権に関わる質問をされた」48%、「容姿や年齢、身体的特徴について聞かれた・からかわれた」46.0%、「必要もないのに身体的接触（キス・抱きつく・肩もみ・胸をさわるなど）をされた」43.5%、「お酒を飲まされ、酔いつぶされ性交された（準強制性交）」「強制性交された」未遂も含め9.8%

◆加害者の立場—社内の先輩・上司が77.8%、次いで社外が29.7%

◆被害後の相談・通報—「相談・通報しようと思わなかったの、しなかった」43.2%、「相談・通報したかったが、できなかった」22.8%で、合わせて66.0%が「相談・通報」をしていない

◆相談・通報先と対応—「会社や組織の関係者」がトップで43.2%。その内「不適切な対応」だった

表1 あなたはセクハラにあった経験がありますか、それともありませんか？

	回答数	割合(%)
①ある	733	69.1
②ない	205	19.3
③(自分は受けていないが)職場で聞きました	123	11.6
無回答	0	0.0
合 計	1,061	100.0

66.9%、「会社や組織が設けた相談窓口」に相談・通報した人の内「不適切な対応」だった78.5%、警察に相談・通報した8人の内「不適切な対応」7人（87.5%）、「医師・医療機関」に相談・通報した16人の内「不適切な対応」11人（68.8%）と回答

◆不適切な対応の内容—「事情を話したが、調査もされず放置された」84人（回答者の33.1%）が最多、「会社や組織の関係者に相談した」人の内「不利益な状態になった」40.6%

◆セクハラを受けて「相談しなかった」理由—「相談しても解決しないと思うから」21.0%、「仕事に支障が出るかもしれない」14.8%

◆セクハラを受けて「相談できなかった」理由—「相談しても解決しないと思うから」15.1%、「職場に居づらくなるかもしれないから」13.7%、「仕事に支障が出るかもしれないから」12.3%

ILO条約・国内法について

表2 罰則付きの「セクハラ禁止」の国内法を作らすべきだと思いますか、それとも思いませんか

	回答数	割合(%)
①思う	927	87.4
②思わない	134	12.6
無回答	0	0.0
合 計	1,061	100.0

◆「ILOのハラスメント禁止条約に賛成し、批准すべきだと思う」96.4%

◆「罰則付き『セクハラ禁止』国内法を作らべきだと思う」87.4% (表2)

その他、アンケートには政治家や経営者などのセクハラに対する意識の低さを指摘し、そうした意識を変えるために規範となる条約や国内法を求める声が多数寄せられました。「自殺まで考えた」という被害の深刻さの一方、現状では被害を訴えづらく、法的救済の難しさに直面したという声も目立ちました。

(MIC)

回答者の基本的属性—業種—一般事務/外交・営業/製造/メディア関係/調理/清掃/販売・店員/議員・政治関係/弁護士・法曹関係/教職員/研究職/医師・医療関係/介護・福祉関係/学童保育/警察・消防・自衛隊/その他専門・技術職/運輸・交通関係/金融/建設関係/通信関係/農林水産業・農協・漁協/NPO・労働組合/学生/その他
雇用形態=正社員・正規職員/パート・アルバイト/契約社員/派遣/求職者/その他

各地・各団体のとりくみ

自治
労連なくそう!長時間労働とハラスメント
労働安全衛生・職業病全国交流集会

6月1～2日に滋賀県近江八幡市内で自治労連第23回労働安全衛生・職業病全国交流集会が開催され、79人が参加しました。

1日目全体会での記念講演は、「長時間労働と働くものの健康」と題し、NPO 法人メンタルサポート京都の山村隆氏(写真)が熱く語りました。山村氏は、ハラスメントやメンタルヘルスを崩す人の増加を個人の問題とせず、背景にある効率優先、人権を尊重しない社会のあり方を改善する必要性を強調しました。その上で「住民に寄り添った仕事を行うため、仕事に誇りを持ち、お互いに助け合える環境をどうつくっていくかがとても大事」と、ハラスメント根絶や孤立した人を作らない職場環境づくりに労働組合が果たす役割の重要性を指摘し「団結する以外、労働者のいのちと健康を守る手段はない。これが労働組合の原点」と力強く呼びかけました。

次に、山口真美弁護士が、自治労連が最近発行した「知っていますか?公務災害認定・補償制度リーフ」を題材にミニ学習講演を行い、「公務災害の申

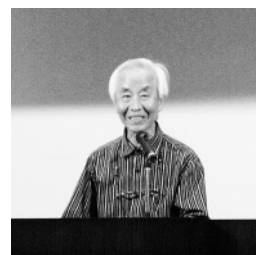
請・認定に労働組合が力を発揮できていると思っているが、そのためのツールとして活用してもらいたい」と述べました。

とりくみの報告では、「頸肩腕障害は療養して3カ月で治る病気」と3カ月で補償を打ち切られた決定取り消しを求めた裁判の勝利報告や、4月からの時間外労働上限規制をふまえた職場の長時間労働改善のとりくみ報告がされました。

2日目は①「ハラスメント」、②「長時間労働」、③「夜勤労働と健康を考える」、④「メンタルヘルス」、⑤「労働安全衛生活動基礎講座」をテーマにそれぞれ学習・交流しました。

集会参加者からは、「安全衛生委員会での議題や組合交渉の『武器』となるヒントをもらった」「参加者の事例発言が有益だった」「公務災害についてよく知らなかったが、学習してみようと思った」などの感想が寄せられ、今後の労働安全衛生活動の活性化に向けた種をまく集会となりました。

(自治労連 水谷 文)



東京

63人が熱心に受講

第6回労働安全衛生学校

第6回目を迎えた労働安全衛生学校を5月18日、東京労働会館ラパスホールで開催しました。学校長である天笠崇東京センター理事長の開校の挨拶の後、参加者は第1部の服部真講師の講義、第2部の4団体の安全衛生活動の取り組み報告を受けたあと参加者の自由討論というプログラムでした。

服部真講師の講義のタイトルは「働く人のほんとうの健康法-世直し活動は健康にも最高-」です。講師の最近の著作(学習の友社発行)と同じタイトルで、88コマのパワーポイントを駆使しての講義でした(写真)。講義内容の大きな柱は、1. 経済格差と命の格差 2. 働き方と健康問題 3. 現実を直視する 4. 健康のために社会をつくり変える、です。参加者が講義を聞いてどんな感想を持ったのかを紹介します。

Aさん(東京自治労連衛生局支部):経済格差が健康に影響を及ぼしているということをデータとしてはっきり知ることができた。交代制・夜勤従事者の発がんリスクや睡眠不足、ストレスで健康を害する仕組みなど勉強になりました。Bさん(日赤医療



センター):肥満傾向のある人の死亡率が高いわけではないというお話は意外でした。ストレスが体が一番悪いのだと改めて学習しました。Cさん(板橋センター):経済的格差が健康や平均寿命に影響を及ぼすことが様々なデータから理解できた。感想文は全体で21人から寄せられました。

報告は、①東京土建「建設工事従事者の権利を守る運動(通年課題)」、②東京医労連・東京勤労者医療会支部「医療の職場における安全衛生活動について」、③都障教組「教職員の働き方を変えたい今こそ労働安全衛生委員会の出番です」、④「品川区職労の安全衛生活動について」でした。各々職場を基礎にした安全衛生活動に意識的に努力している状況が報告されました。その後、参加者から質問・意見が出され交流しました。

(東京センター 色部 祐)

各地・各団体のとりくみ

佐賀

運動を継続し発展

2019年度総会

5月31日、「はたらくもののいのちと健康を守るネットワークさが」は、2019年度総会を開催。参加者は46人でした。総会に先立ち鳥栖アスベストじん肺訴訟弁護団長の伊黒忠昭弁護士を講師に招き、「アスベスト被害の根絶をめざす闘いをひろげよう」と題した講演会をおこないました(写真)。

講演では、アスベストは髪の毛の5000分の1程度しかなく、大気中に浮遊しているものは目視できず防御しようがないこと、また中皮腫は早期発見が困難であり、予後も2年の生存率が30%と非常に低く、少量でも大変危険であることが説明されました。にもかかわらず、「管理使用可能」と強弁し、利益のために安全をないがしろにしてきた企業や国の体質を強く批判しました。

また、伊黒弁護士は昨年のじん肺キャラバン佐賀行動にも参加した経過から、「ネットワークさが」が要請を続けてきた佐賀県版アスベストハザードマップの作成について、佐賀県や労働局の対応を一定評価しつつ、先行自治体の事例をもとに、作業の加速化に向けたアドバイスをしました。その他にも短

時間でしたが、アスベストの危険性から訴訟の到達点など幅広く講演しました。

総会では、1年間の取り組みや今後の運動方針を議論しました。とりわけ昨年10月に基山パーキングエリアで取り組んだトラックドライバー健康調査について、建交労は全九州から参加があり、医療生協の呼びかけで新たに薬剤師が参加したことを報告しました。

また、昨年の過労死シンポではパネリストだった佐賀労働局の職員が、今年度の開催について意欲的に佐賀大学と連携し学生への啓発にむけ準備を進めていることなど、継続的運動によって少しずつ発展してきていることが明らかになりました。

代表世話人に愛野浩生(佐賀県医療生協・継)、事務局長に有馬嘉宏(佐賀県医療生協・新)などの新役員を選出しました。(佐賀センター 稲富公一)

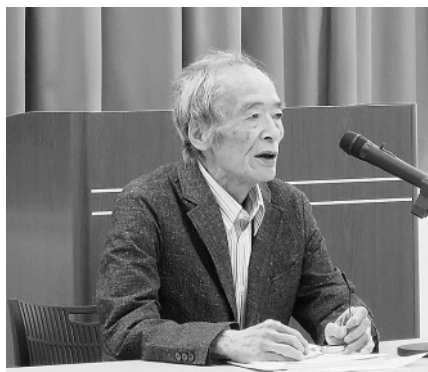


神奈川

現代は「パワハラ・セクハラ」の時代、

第21回総会

5月18日、いの健神奈川センターの総会を開催、46人が参加しました。第1部は、「業務上(公務上)認定闘争から学んだこと—中川真紀裁判の報告を兼ねて」と題して、神奈川センター顧問の堤浩一郎弁護士の講演(写真)でした。堤弁護士は、「昭和45年以降は「腰痛の時代」、平成は「過労死の時代」、現代は「パワハラ・セクハラ」の時代、」と概括し、40数年の弁護士活動で手掛けた労災・職業病の事例36件から、成功した要因、認定が取れな



かった要因について具体的に紹介し、認定闘争で一番問題になるのは「業務(公務)起因性」に関することあり、「医師の意見書」や

「事実関係についての丹念な調査と資料の入手」が重要なこと、労基署に足しげく通って、事件の問題点、特徴点を分かりやすく訴えていく必要があると話しました。

来賓の「神奈川過労死等を考える家族の会」の工藤祥子代表、日本共産党の畑野君枝衆議院議員に連帯の挨拶をいただき、社民党神奈川連合の福島瑞穂代表からもメッセージが寄せられました。

第2部の総会では、宣伝行動がSNSで拡散され2万2千のリツイートがあった医労連、2年前から2カ月ごとに「職場残業調査」を実施し「未払い残業の改善」を前進させている県職労連、労働条件切り下げや組合事務所排除で和解勧告を勝ちとった鎌倉市職労、教職員の「働き方改革」で「1年単位の変形労働時間制」の提案に対して人員増に取り組んでいる神障教組から発言がありました。

また、建設アスベストなど労災認定や裁判でたたかっている争議者(団)やJAL不当解雇撤回争議団から現状報告と訴えがありました。3部の交流のつどいは、アスベスト原告・被災者、JAL・日産争議団等32人が参加し、日ごろの苦労を励まし合いました。(神奈川センター 鈴木新平)

各地・各団体のとりくみ

大阪

充実した講座でしっかり学習

第26回安全衛生基礎講座

大阪安全センターは、5月18日と25日の土曜日の午後に第26回安全衛生基礎講座を開講。「ハラスメント」「夜間労働と健康」「安全衛生活動」「安全問題」の4講座に延べ65人が参加しました。

今年の「ハラスメント」の講座は、シニア産業カウンセラーの清水良子さんを招きました。講義を聞くだけではなく事例検討やセルフチェックシートの記入、グループ討論があり、「参加型の学習で楽しかった」「日頃、職場のコミュニケーションをとることにどれだけ意識的に取り組んでいるかが大事だ」などの感想が出されました。

「夜間労働と健康」では、昨年に引き続いて滋賀医科大学の埴田和史さんに講義をお願いしました。

「健康バネばかり」の図はわかりやすく、参加した国労の組合員は「JR 運転士が睡眠不足や過労で運転することによって安全水準が下がり、事故の原因になる。ヒューマンエラーが起こる結果は必然的」と述べています。

「安全衛生活動」では、堀谷昌彦さんが、職場のワースト5やヒヤリハットで安全意識を高める労働



組合として労安活動に取り組む重要性を自らの実践を紹介しながら話しました。

「安全問題」では、元天理大学教授の近藤雄二さんが、職場巡視をテーマにしたリスクマネジメントについて話し、「サッチ（察知）・キャッチ（把握）・チェンジ（改善）」で労働者自らが労安活動に参加することで、労災事故を防止しようと力説しました。参加者からは「『不注意論』の話に共感した」などの感想が出されていました。

講座後の小グループによる交流は、参加者の感想や職場の実態を聞く楽しい時間となりました（写真）。学んだことを伝え、職場の実践に活かしてもらいたいと思います。

（大阪センター 鈴木まさよ）

公害

次代にきれいな環境を引き継ぐために

第44回総行動

6月5～6日、「なくそう!公害 まもろう地球環境 すべての被害者救済を」を掲げた全国公害被害者総行動（主催：同実行委員会）が行われました。この行動は1976年に開始。当時、政府の「公害は終わった」との喧伝が行われていました。そこで、全国各地の公害被害者が連帯して財界・政府に対する反撃を開始したのです。

行動は、午前中の環境省交渉に始まり、官庁街のデモ行進（写真）、午後は各省庁・企業交渉、夕方の総決起集会へと続きました。

環境省では、被害者・弁護団などが大臣に要請。「公害被害者救済と公害根絶、原発・石炭から自然・再生エネルギーへの転換などを求める署名」を5万筆提出しました。

決起集会は、虎ノ門のニッショーホールで行われました。イタイイタイ病、大気汚染公害、建設アスベスト、水俣、よみがえれ有明海、薬害、カネミ油症、基地爆音訴訟、全国道路被害、地球温暖化、化学兵器ネットワーク、原発被害者などの団体から、



活動報告や訴えが行われました。公害の原点・水俣病は1965年の公式確認から63年が経過し、カネミ油症事件も1968年に発覚から50年以上が経過しました。被害は2世・3世へと続いています。大気汚染被害も「本当に死ぬかもしれない」という発作に苦しみながら、高額の治療費によって必要な治療を受けられない状況が深刻になっています。

米軍基地強化の下での横田基地の爆音、最大・最悪の公害である福島原発被害者の集団訴訟も正念場です。集会は「被害者切り捨てや環境破壊を許さず、次世代にきれいな環境を引き継ぐため国民と団結して前進する」とのアピールを確認し、団結ガンバローで締めくくりました。（全国センター 岡村やよい）

「働き方改革」関連法 1 年、ふたたび長時間労働を問う

第 5 回過労死防止学会

5月25-26日、過労死防止学会第5回大会が、京都・龍谷大学深草キャンパスで開催されました。メインテーマは「『働き方改革』関連法制定1年、いま再び長時間労働を問う」。2日間を通じて150人が参加しました（写真）。

長時間労働と健康に働く権利

1日目は、メインテーマにそった特別シンポジウムが開催されました。全国過労死を考える家族の会の西垣迪世さんは、息子・和哉さんの過労死事件を通して過労死防止大綱改定と働き方改革法の課題を提起しました。また、朝日新聞の坂本輝昭記者は、「朝日新聞」を創刊時から振り返り、明治から散見される過重労働に関する記事が、戦時体制下では減り高度成長期には経済問題での文脈で取り上げられるなど時代を反映されていることを紹介しました。

また、脇田滋龍谷大学名誉教授は、健康に働く権利を実現する社会への課題として、韓国の「労働尊重社会」政策に触れ、労働時間問題を労使の枠組みを超えて、全社会的に世論化することが必要だと強調しました。

真の働き方改革に向けて

2日目の午前中は7つの分科会が行われました。運輸・教育・医療などの職種別とともに、コンビニ分野の分科会も設定されました。外国人労働者やダブルワークの問題を含め、22演題が報告され、議



論を深めました。

午後からは、今学会のメインテーマを軸に3人の専門家が報告しました。最初の報告は、職場のハラスメント研究所の金子雅臣所長が、「パワーハラスメント法制化で提起されている課題」。国会で審議中の法案について「（パワハラを）企業における人権侵害と定義していない」と指摘。また、精神科医師の天笠崇さんは「長時間労働とうつ病・過労自殺」と題して、36協定の有効期間をより短く締結すること、ストレスチェックの集団分析を活用して職場環境改善を進めることを提起しました。

労働科学研究所の佐々木司さんは、「交代勤務・インターバルと過労死・過労自殺」と題し、睡眠確保とともに覚醒時の疲労回復が重要で、そのためには十分な勤務間インターバルが必要であることを強調しました。労働者の立場に立った真の働き方改革を進める上で示唆に富む学会となりました。

（全国センター 岡村やよい）

シリーズ 相談室だより (125)

川崎中部建設労働組合 丸山健二

川崎中部建設労働組合では、昨年、事務所前の看板を新調し『現場の「困った」は組合へ!』と大きく表示しました。相談や悩みを親身になって受け止めたい、私たちの組合が持つ力を少しでも人のために役立てたいという思いを込めました。

労働問題や工事代金不払、税金相談や生活保護、果ては「自宅前の電柱が邪魔」といった相談まで来ます。

2018年はゼネコン現場での火災が相次いで起きた年でした。7月に東京・多摩市で発生した現場火災によって、51歳塗装工の組合員が亡くなりました。告別式で、遺された奥さんは「どれほど無念だったかと思う。もう二度とこのような事故を起こさない様をお願いしたい」と泣いて訴えました。長男は「親父は、2歳の孫にランドセルを買うのを楽し

みにしていたよな」と語りかけていました。災害的猛暑の夏に、家族のために必死に働いていた中での死亡事故でした。

安全管理を怠り、仲間の人生を奪った元請ゼネコンに腹の底から怒りを感じます。「安全な現場で安心して働く」ことは当たり前の要求です。年間で400人を超える建設現場での労災死亡事故の、一人ひとりの人生に思いをはせると、仲間の命と尊厳を守ることを使命としている組合の一員として、悔しさと自責の念を感じます。

事故後、奥さんから組合に連絡が入り「直近の生活費に困っている」とのことで、申請前でしたが、すぐに共済弔慰金を持参し喜んでもらいました。より強く、頼りになる組合を作っていきたいと思っています。

イギリス方式のアスベスト除去工事の体験を聞くー「30年の遅れ」を実感

＝ 大阪アスベスト対策センター総会と公開講座 ＝

大阪アスベスト対策センターは5月30日、第14回総会を開催（写真）。同時に開いた公開講座では、「石綿含有建材調査士協会」の亀元宏宣事務局長（EFA ラボラトリーズ代表）から、英国方式で実施した英国企業工場の改修工事の体験を聞きました。EFA はアスベスト調査・分析の専門会社で、米軍基地の工事も手掛けています。参加者は「衝撃的な話だった」などの感想を寄せています。

工事施工者自身が「目からウロコ」を実感した

英国安全衛生庁（HSE）方式の工事を実施するために、この企業は英国から2人のアナリストを招き、彼らの監視と指導の下で工事を実施しました。

亀本さんは、工事がはじまると、日本よりずっと進んだ米国式の工事よりもずっと進んで厳密に飛散防止策を講じることに、「目からウロコが落ちる思いをした」と語りました。ビデオを使っただけの1時間余りの講演をごく簡単に紹介します。

○まず、除去したのはケイ酸カルシウム板で、日本では「レベル3」建材に分類され養生を必要としません。しかし、今回は密閉養生下での工事でした。しかも密閉養生の点検方法も徹底しており、映画や舞台上で使うような発煙機で視界1～2メートルまで煙を満たし、全員が外に出てじっくりと漏れを点検します。煙が出たらすぐに修復します。

○「湿潤化」について。日本では成形板の表から霧吹きのようなもので濡らします。それに対してアナリストは「HSE では、成形板の湿潤化とは、塗装のない裏面から水を十分にしみこませる」と指摘。吹き付けでも、断熱材でも、十分に水をしみこませるのが大きな特徴です。当然と言えば当然です。

○成形板を除去のための電動ドライバーの使用については、「Use Hand tools!」と指摘。手回しドライバーではずせというのです。「腱鞘炎になる」と言うのと、「実験しよう」ということになり、工事者の胸に、吸引して計測できる機械を着けて、高速回転と低速回転での粉塵飛散のテストをしました。計測すると10本/ℓ以下になったので「低速回転でなら電動ドライバー使用可」となったそうです。

○成形板の除去後、密閉養生をそのままに、中を徹底して拭き掃除をすることになりました。おしぼりくらいの硬さの雑巾で徹底して拭きます。工事の足場などにはアスベストの混じった埃が付着しています。「埃はすべてふき取る」のです。工事作業中、



「どこまでやるの?」と不安を抱きながら実施。この工程に1週間かかったと言います。

○拭き掃除のあと、密閉養生の中を気中濃度測定の実験をしながら手ぼうきのようなもので、アナリストたちが養生シートの内側から天井から徹底して掃きます（アグレッシブブラッシング）。その数値が1本/ℓ未満となり、施工完了です。

解体業者、除去業者、分析会社、工事アナリストの独立

HSE方式は、日本と工事・点検方法が違うだけではありません。日本では、解体業者が除去業者に依頼し、除去業者が分析会社を連れてくるという関係が一般的ですが、イギリスを含め多くの国ではこの方法がアウトです。「利益相反」は許されません。業者の結託による不正や不十分な工事が隠されることのないよう。独立した専門業者が実施することをルールにしているのです。

法をつくり上から規制する

イギリスでも費用は依頼者の負担です。費用は高額で時間もかかります。質問が殺到しました。解体後の工事を請け負うゼネコンが、「遅い」と訴える事態が日本ではたくさんあります。しかし、法律で規制すれば業者のレベルは向上します。慣れないと時間はかかりますが、「しなければならぬ」となれば対応できるようになるということでした。

総会では、建設従事者が多数を占める大商連のとりくみ、西淀川区で実施した「身近なアスベストを調べる」(スレート造の建物をマッピングし、どれくらいのアスベストがあるかを地域に知ってもらおうと)の紹介や最高裁に舞台を移した建設アスベスト訴訟の報告など、活動を交流しました。

(大阪アスベスト対策センター 伊藤泰司)